

令和8年度 兵庫県会計年度任用職員（教育委員会）採用選考案内 【部活動地域展開エリアコーディネーター】

受付期間 令和8年2月12日（木）～令和8年2月19日（木）【必着】
試験日 受付期間終了後、別途連絡
任用期間 令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）
勤務場所 淡路教育事務所

1 募集職種、採用予定人員等

職名	採用予定人員	主な職務内容	応募要件	勤務形態
部活動地域展開エリアコーディネーター	1名	<p>中学校部活動における段階的な地域展開に関して、運営団体・実施主体の整備や平日も含めた地域展開等の加速化に向けた各種事業等を実施するにあたり、関係市町や地域クラブをはじめ各団体との連絡調整業務や広報広聴業務を行う。</p> <p>1 関連団体等への周知、受入団体の発掘 2 地区協議会の準備、開催 3 市町協議会等への派遣・参加（随時） 4 各種事業に関する事務処理業務 5 地域クラブ活動に関する相談対応</p> <p>※ 市協議会への派遣・視察用務等、出張業務を伴う場合がある。</p>	下記「2 受験資格」とおり	週21時間45分（原則1日7時間15分×週3日）

2 受験資格

- (1) 任用の日に淡路教育事務所に勤務可能な方 ※年齢は問いません
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれかに該当しない方
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (3) Word、Excel等のパソコン操作ができる方
- (4) その他、希望する職務に必要な資格、能力等を有する方

3 選考方法

- (1) 選考方法
所定の応募書類及び面接試験による選考
- (2) 日時及び会場
面接試験日時は、受付期間終了後に別途お知らせします。

(3) 場所（予定）

兵庫県教育委員会淡路教育事務所（洲本総合庁舎3階）

〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4-5 [TEL:0799-22-3541 内線：273]

4 申込先及び申込方法

下記まで、持参又は郵送で所定の応募書類（写真貼付）を提出してください。

（応募書類は、A4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどせず、ご提出ください）

【申込先及び郵送の場合の送付先住所】

〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4-5 洲本総合庁舎3階

兵庫県教育委員会淡路教育事務所総務課 [TEL:0799-22-3541 内線：273]

※ 受験票の交付は行いませんので、郵送により提出された場合は、2月20日（金）正午までに申込先まで電話で受付状況を照会してください。

5 合格発表

発表方法・発表日は、面接試験当日にお知らせします。

6 採用予定時期

採用は原則として令和8年4月1日（水）です。

7 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日までです。

8 勤務条件等

(1) 基本報酬

月額 121,100～126,800円（地域手当に相当する報酬、経験を考慮の上、決定）

※ 報酬額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別に決定します。

また、報酬額の個別照会には応じられませんのでご留意ください。

※ 基本報酬の額は、正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

(2) 期末勤勉手当

（年間計4.65月 6月期2.325月、12月期2.325月（在職期間に応じた割り落としあり））

(3) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します（支給限度額の設定あり）。

(4) 勤務時間

勤務形態は、上記「1 募集職種、採用予定人員等」の表に記載しています。

(5) 休暇

年次有給休暇（時間単位の取得が可能）

その他、夏季休暇（有給）等任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）有り。

(6) 社会保険

公立学校共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険に加入。

(7) 条件付採用

改正地方公務員法（令和2年4月1日施行）第22条の2第1項第1号及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後1月間程度を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

9 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (3) 短時間勤務の会計年度任用職員は、當利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、兼業についての届出が必要になるとともに、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
 - ・兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
 - ・兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
 - ・兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。
- (4) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じことがあります。
- (5) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。